

ご記入いただいた個人番号（マイナンバー）は、確定給付企業年金からの年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な調書（源泉徴収票・支払報告書・支払調書）への記載の目的に利用します。

届出日 平成 年 月 日

確定給付企業年金

個人番号（マイナンバー）届

御中

加入者・受給権者	加入者番号	氏名（フリガナ）	性別	生年月日
			男・女	大正 昭和 平成 年 月 日
	個人番号（マイナンバー）			
	本人確認書類（※1）			
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付き）の写し（両面） <input type="checkbox"/> 通知カードの写し および 運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し および 運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）			

受給権者の方がお亡くなりになられた場合には、お亡くなりになられた方（受給権者）以外にも未支給年金の請求者の個人番号（マイナンバー）が必要となりますので、以下に遺族の方の個人番号（マイナンバー）をご記入願います。（※2）

届出者（遺族）		氏名（フリガナ）	性別	生年月日
			男・女	大正 昭和 平成 年 月 日
	個人番号（マイナンバー）			
	本人確認書類（※1）			
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付き）の写し（両面） <input type="checkbox"/> 通知カードの写し および 運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し および 運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※1 本届には、本人確認書類のいずれかを添付願います。ただし、年金給付裁定請求書または一時金裁定請求書の添付資料（生年月日の証明書）として「個人番号カード（顔写真付き）の写し」や「個人番号の記載がある住民票の写し」をご提出されている場合、本届への添付を省略できます。なお、一時金の裁定請求で個人番号（マイナンバー）を記入した「退職所得の受給に関する申告書」を別途ご提出される場合、本届の提出は不要ですが、「退職所得の受給に関する申告書」への本人確認書類の添付は必要となります。

※2 お亡くなりになった方（受給権者）の個人番号については、個人番号カード、通知カードまたは個人番号の記載がある住民票の写し等で届出者（遺族）自身が確認していただくことになっておりますので、お亡くなりになった方（受給権者）の本人確認書類の添付は不要です。

処理年月日				
年 月 日				